習志野市教育委員会会議録
（平成２０年第３回定例会）

１　期　　日	平成２０年３月２６日（水）		
	習志野市教育委員会事務局大会議室		
	開会時刻　　午後３時００分		
	閉会時刻　　午後３時４０分		
２　出席委員	委員長	小泉	俊雄
	委員	青木	克己
	委員	吉村	博与
	委員	栗原	伸夫
	委員	植松	榮人
３　出席職員	副教育長	佐藤	愼一
	教育総務部長	小滝	益夫
	学校教育部長	柴田	史香
	生涯学習部長	小林	伸二
	学校教育部参事	村山	源司
	学校教育部参事	渡辺	伸治
	教育総務部次長	加藤	清一
	学校教育部次長	三幣	芳夫
	生涯学習部次長	山﨑	敏雄
	教育総務部副技監	鈴木	知行
	教育総務部・学校教育部副参事	野中	良範
	学校教育部副参事	鶴岡	智
	指導課長	若崎	光美
	社会教育課長	早瀬	登美雄
	生涯スポーツ課長	竹下	博
	青少年課長	長谷川	隆
	青少年センター所長	澤田	敏春
	教育総務部主幹	福山	宗起
	教育総務部主幹	綱島	潤
	教育総務部主幹	佐々木	重春
	学校教育部主幹	髙柳	英昭
	学校教育部主幹	鈴木	博
	生涯学習部主幹	及川	隆志
	生涯学習部主幹	土屋	操

４　　会議内容

委員長が
平成２０年度習志野市教育委員会第３回定例会の開会を宣言

委員長が
本日の日程について諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が
平成２０年第２回定例会及び第１回臨時会及び第２回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（１）　習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令について

（企画管理課）

教育総務部次長が
地方教育行政組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法の条項を引用している習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程に項ずれが生じたため、改正するものである、と報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２）　習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

（企画管理課）

教育総務部次長が
文書事務の効率化を図るため、市長部局の文書管理規程改正に併せ、文書整理簿及び保存文書閲覧（借覧）簿を改正するものである、と報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

議案第１０号　習志野市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について

（企画管理課）

教育総務部次長が
学校教育法及び同法施行規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する８本の教育委員会規則について、一括して改正をするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第１０号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第１１号　　習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（学校教育課）

学校教育部次長が
本議案は、千葉県議会において、職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本市の給与条例及び教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正しようとするものである、と概要を説明

委員が
改正されると平日の部活動における手当が支給されなくなるのか、と質問

学校教育部次長が
県内公立高校との均衡を図る観点から習志野市だけ単独に支給することは難しく、県に合わせ改正することとなった、と回答

委員が
習志野高校の先生方が熱心に部活動の指導に取組んでおられることを考えると気の毒である。何かこれに変わる手当はないのか、と質問

学校教育部次長が
平日の部活動における手当が廃止されるが週休日等における手当は増額となる。
したがって本規則改正に伴う影響額は、月額４１０円ほどの減額であり、特別少なくなっているわけではない、と回答

委員が
社会通念上妥当と認められる手当を支給する必要がある。県に対して要望していただきたい、と要望

教育総務部長が
教員については、その特殊な勤務形態に鑑み、教職調整額を支給している。この教職調整額は本給と見なされており、補完できない部分について手当を出すという考え方である。
しかし、現実的には部活動を指導している先生としていない先生とでは差がある。
今後、県への要望等について検討していきたい、と回答

委員が
国のサービス残業を是正しようとする指導に逆行しているのではないか、と発言

委員が
千葉市教育委員会では、スポーツ指導のエキスパートを採用し、部活動の指導をしてい

ると聞く。
　また、本来教師は授業に力点を置くべきであり、部活動における教師の負担について見直していく必要があるともいわれている、と発言

　委員が
　学校の先生が部活動を受け持たないで部活動になるのか疑問である、と発言

　委員が
　授業、学校事務さらに部活動まで一人の先生で担当することは物理的に不可能であり、現在の学校教育、学校体育にメスを入れていく必要があると言われている、と発言

　委員が
　小学校でも社会体育に移行し始めているが、部活動という学校体育の中での人間形成が図られているところもある。
　しかしながら、部活を持っている先生だけではなく、先生の家庭にも負担になっている、と発言

　教育総務部長が
　サッカーのトレーニングセンター制度や総合型地域スポーツクラブが学校に代わっていくといわれている一方で、伝統的に先生が部活動を持ち、学校教育の一部として指導する面もある。今後の課題として検討していきたい、と回答

　委員が
　法的に保障されている最低賃金は６００～７００円であるにもかかわらず、一時間あたり１００円の手当では、社会通念上著しく妥当性を欠く。是正するよう県に要望していただきたい、と要望

　委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第１１号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第１２号　　習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
（学校教育課）

　学校教育部主幹が
　本議案は、杉の子幼稚園が築４５年を経過し、園舎の老朽化の進行による保育室の取り壊しに伴う幼児の定員の改正及び同規則第４６条別記第１１号様式の組織編成報告書の項目の一部を改正するものである、と概要を説明

　委員が
　削除された理由の説明がないので、理由をつけて説明していただきたい、と要望

学校教育部主幹が

組織編成報告書の一部改正については、項目にある養護教諭という職は幼稚園にはなく、事務職員等に記載されている職も現在はないことから削除したものである。

また、分べん休暇制度がなくなり、代わりに出産休暇と名称を変更した。さらに、療養休暇を実務に合わせ追加した、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第１２号は全員賛成で原案どおり可決された。